

## 「謝金等単価表」

委託事業の経費の積算にあたっては、以下で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となりうる単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

※ 規定単価が、基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

※ 以下で示す区分以外の諸謝金等の計上を妨げるものではない。

### 諸謝金基準単価

#### ○ 諸謝金

（会議出席謝金）

@ 14,000円 / 日（実働2時間以上）  
（うち源泉徴収税3,410円）

@ 7,000円 / 時間（実働2時間未満）  
（うち源泉徴収税 810円）

（翻訳謝金（英文和訳））

@ 4,100円 / 枚（1枚あたり200ワード（英文→和文））